

●香川県告示第272号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成21年5月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 平成21年5月14日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市城南町49番1、49番11
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.00メートル  
延長 10.55メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。